

稲城市指名業者選定基準

平成23年 9 月 30 日

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この基準は、稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号。以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）が発注する工事又は製造の請負及び設計、測量等の委託（以下「工事等」という。）並びにその他の請負及び物品等の購入又は貸借（以下「物品等」という。）の入札（以下「入札」と総称する。）に参加する者の資格及び指名業者の選定基準について必要な事項を定め、もって入札の厳正かつ公正な執行と優れた履行の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において使用する用語は、特に定めのない限り、規則において使用する用語の例による。

(入札参加者の資格)

第 3 条 契約担当者が入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市における競争入札参加資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登録されている者でなければならない。

(等級区分等の基準)

第 4 条 契約担当者は、指名競争入札に係る入札参加者を選定する場合においては、当該入札の業種及び発注金額（当該入札の予算額及び設計金額をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ別表第 1 に掲げる等級区分又は客観点数（以下「等級区分等」という。）を満たす者から行うものとする。

(指名業者数の基準)

第 5 条 契約担当者は、指名競争入札に係る入札参加者を選定する場合においては、当該入札の発注金額の区分に応じ、それぞれ別表第 2 に掲げる指名業者基準数を満たす数の者を選定するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(適格性の判定)

第6条 契約担当者及び稲城市指名業者選定委員会（以下「契約担当者等」という。）は、指名競争入札に係る入札参加者の選定に先立ち、登録業者名簿に登録されている者について、工事等にあつては第1号から第10号までの事項を、物品等にあつては第1号から第5号まで及び第10号に掲げる事項を調査し、当該入札に係る契約案件（以下「発注案件」という。）についての適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 官公署、公社、会社等の法人との契約実績
- (4) 過去に官公署、公社、会社等の法人と締結した契約の履行成績
- (5) 地域貢献の状況
- (6) 主任技術者、監理技術者等の雇用状況
- (7) 工事等に関する地理的条件
- (8) 工事等の履行に関する技術的適性
- (9) 現に履行している工事等の件数、規模、進捗状況等
- (10) その他適格性の判定に必要と認められる事項
（指名の優先）

第7条 契約担当者等は、前条の判定により適格性を有すると認められた者（以下「適格者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者を他の適格者に優先して入札参加者に選定することができる。

- (1) 市内に本社又は主たる営業所を有する者
- (2) 過去の契約の履行成績が優秀と認められる者
- (3) 発注案件と同一業種に属し、又は関連する案件（他の法人が発注したものを含む。）を現に履行中の者
（格付要件の設定の特例）

第8条 契約担当者等は、第7条各号のいずれかに該当する者であつて、当該発注案件の履行能力があると認められる者について、その者の属する等級区分等の上位の等級区分等に対応する発注案件の入札参加者とすることができる。

（等級区分等の特例）

第9条 契約担当者等は、特別の事情があると認めるときは、第4条の定めにかか

わらず、同条に規定する等級区分等の上位又は直近下位に属する者を入札参加者に選定することができる。

2 契約担当者等は、第7条各号のいずれかに該当し当該発注案件の履行能力があると認められる者について、その者の属する等級区分等の上位の等級区分等に対応する発注金額の案件に係る入札参加者に選定することができる。

3 前2項の定めによってもなお選定をすることが難しい場合においては、契約担当者等は、当該発注案件の発注金額に対応する等級区分等の上位に属する者を選定することができる。

(指名の制限)

第10条 契約担当者等は、次の各号のいずれかに該当する者を入札参加者に選定することができない。

(1) 規則第37条によって準用される規則第3条第1項の規定に該当し、又は該当するおそれがあると認められる者

(2) 当該発注案件と同じ業種の契約であって、過去7年間に官公署、公社、会社等の法人が発注した案件を直接受注し、かつ、完了した実績を有さない者

(3) 市が発注した契約について次に掲げる事項に該当し、かつ、その状態が改善したと認められない者

ア 契約の履行に不誠実を認めたとき。

イ 下請契約関係に明確な不適切（一括下請、下請代金の支払い遅延、特定資材の購入強制等をいう。）を認めたとき。

ウ 稲城市暴力団等排除措置要綱（平成22年9月10日市長決裁）第3条第1項に規定する排除措置を受けたとき。

(4) 前年度又は直近の契約の履行に係る稲城市工事成績評定要綱（平成19年3月30日市長決裁）又は稲城市日々履行型業務委託成績評定要綱（平成30年6月30日市長決裁）に基づく成績評定において不良又はやや不良と評定された者

(5) 前各号のほか、市長が入札参加者として不適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者等は、現に指名停止措置（一定期間、指名の対象外とする措置をいい、その要件、手続等は別に定める。）を受けている者を入札参加者に指名することができない。

(一般競争入札における準用規定)

第11条 第3条、第4条及び第6条から第10条までの規定は、一般競争入札に係る入札参加者の資格要件を定める場合について準用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 稲城市指名業者選定基準（平成20年6月26日市長決裁）は、廃止する。

付 則（平成31年1月17日市長決裁）

- 1 この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

別表第1（第4条、第8条、第11条関係）

1 等級区分を定める業種

(1) 適用業種 道路舗装工事

等級区分	発注金額	
A	2億円以上	
B	8,000万円以上	2億円未満
C	3,000万円以上	8,000万円未満
D	700万円以上	3,000万円未満
E	700万円未満	

(2) 適用業種 橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事

等級区分	発注金額	
A	3億2,000万円以上	
B	1億5,000万円以上	3億2,000万円未満
C	4,000万円以上	1億5,000万円未満
D	1,000万円以上	4,000万円未満
E	1,000万円未満	

(3) 適用業種 建築工事

等級区分	発注金額	
A	4億円以上	
B	2億円以上	4億円未満
C	6,000万円以上	2億円未満
D	1,600万円以上	6,000万円未満
E	1,600万円未満	

(4) 適用業種 電気工事、給排水衛生工事及び空調工事

等級区分	発注金額	
A	4,500万円以上	
B	1,800万円以上	4,500万円未満
C	600万円以上	1,800万円未満
D	600万円未満	

2 等級区分を定めない業種

- (1) 適用業種 推進工事、造園、運動場施設、鉄骨プレハブ、ひき家・解体、水門門扉、水処理装置、焼却設備、その他土木工事業及び建築工事業に関する工事

客観点数	発注金額
900点以上	3億2,000万円以上
750点以上 900点未満	1億5,000万円以上 3億2,000万円未満
650点以上 750点未満	4,000万円以上 1億5,000万円未満
600点以上 650点未満	1,000万円以上 4,000万円未満
600点未満	1,000万円未満

- (2) 適用業種 さく井、消火設備、電話・通信、拡声装置、畳、内装仕上、一般塗装、防水、ポンプ据付、ボイラー、エレベーター、石綿処理、機械器具設置、金網さく、サッシュ、シャッター、道路標識設置、道路標示塗装、ガードレール、植生、運動器具設置、テレビ共聴工事及び別表第1の他の表の適用業種に該当しない工事

客観点数	発注金額
750点以上	4,500万円以上
600点以上 700点未満	1,800万円以上 4,500万円未満
500点以上 600点未満	600万円以上 1,800万円未満
500点未満	600万円未満

別表第2（第5条、第9条、第11条関係）

指名業者基準数	発注金額
10者以上	1億5,000万円以上
8者以上	5,000万円以上 1億5,000万円未満
7者以上	1,000万円以上 5,000万円未満
5者以上	500万円以上 1,000万円未満
4者以上	500万円未満